第 6126 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2019年)平成31年 1月 25日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ リースバック

Ｑ：リース会社から、現在使っている機会をリース会社が買い取り、それを借りる取引を提案されています。この場合、税務上はどのように取り扱われますか？

Ａ：金銭の貸借として取り扱われます。

【解説】

法人が自己の所有する資産をリース会社に売却し、直ちにそれを賃借する取引を「リースバック」といいます。

リースバック取引が行われた場合、その資産の種類、その売買及びリース取引に至るまでの事情その他の状況に照らし、一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、その資産の売買はなかったものとみなされ、リース会社から法人へ金銭の貸付けがあったものとみなされます。

ご質問の場合、貴社が使用中の機械装置を売却したといっても、実質的には貴社が使用し続けている状況に何ら変わりなく、単にその機械装置を担保に資金の借入れを行ったのと同じことですから、税務上は、このような取引は売買とは認められず、売却損を計上することはできません。

この場合は、リース会社から受領した売却代金は借入金として処理し、支払リース料は借入金の元本の返済と支払利息の支払に按分して計上します。

なお、減価償却費は従来の方法により計上することとなります。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】